

序

本書、『近代天皇制の文化史的研究』が対象とするのは、踐祚・即位・大嘗祭と執り行なわれる天皇就任儀礼、宮中の正月儀礼や賀茂祭・石清水放生会といった年中行事、古器物・古社寺・名勝旧蹟・史蹟・天然記念物などと戦前には称される文化財、そして文化財を通して語られる日本美術史である。私の文化史研究の方法上の獨創性は、近世から近代への天皇制の移行・変容を考える主題とかわって、つねに政治史との接点において考察してきたことにある。そして京都、奈良を中心とする畿内からみた、近代天皇制の形成論をめざした。

かえりみれば、一九八四年度の修士論文（東京「奠都」と公家社会の解体」、立命館大学大学院に提出）以来、ここ十年余に私が論じたもつともオリジナルな点は、近代天皇制の形成過程における、明治二年（一八六九）の東京「奠都」と、一八八〇年代の「旧慣」保存——文化的「伝統」の創造——の意味を明らかにしたこと、二つである。

すなわち、天皇制の文化的な諸要素が、二つの政治史的契機でいかに変化するかを追求してきた。私の仕事が近世の天皇制と近代の天皇制のあり方の違いについて一つのイメージが提示できたなら幸いである。

そして近年、これらの論点を発展させて、日本という国民国家の形成と、固有の文化的諸要素（初詣といった神道儀礼や、日本美術史の叙述、あるいは文化財など）が創り出されたことを論じてきた。

第一の論点、東京「奠都」論にかかわって、私が勉強する際に念頭に置いた近世天皇制の研究をあげる。朝尾直

弘による寛永期に至る幕府の統治権の確立過程と掌握されていく朝廷の政治過程を解明したものの「幕藩制と天皇」
 「大系日本国家史」3近世、一九七五年、東京大学出版会、所収）。そこで出された像とは違った、宮地正人の朝廷独自の
 「教権」的機能や朝幕一体となった「公儀」像と、それゆえの幕末における朝廷浮上の論理（『天皇制の政治史的研究』
 一九八二年、校倉書房）。モデルを提示した宮地朝幕論に対し、摂家―武家伝奏―議奏による朝廷統制の枠組みの変容
 を元禄期と寛政期との画期において政治史的に段階づけた高埜利彦の「江戸幕府の朝廷支配」（『日本史研究』三一九
 号、一九八九年）などであった。

こうした原理的に幕藩制に組み込まれた朝廷を対象とする政治史的研究に対し、私は東京「奠都」で断ち切られ
 る、近世の京都を中心とする畿内の地域社会と朝廷とのつながりの実態をみた。朝廷と近世社会との関係について
 は、たとえば宮地正人が朝廷の「教権」的機能として、幕藩制の原理のなかで、宗教・文化や職人・医者・絵師・
 芸能者などの編成を定置する。しかしその「教権」の社会への及び方は、全国、ある意味で均質で静態的なモデル
 である。

ここで注目したいのは、極めて常識的なイメージだが、中世以来の権門社寺や、幕藩制下で所領としての朝廷の
 領地が集中することによって生じる、朝廷と京都を中心とする地域社会との関係のあり様である。朝廷の京都を中
 心とする地域的基盤の発現を明らかにしようとした。京都、畿内から強行的に離れる、明治二年（一八六九）三月の
 東京「奠都」の重要な政治課題の一つは、「九重深宮ノ旧弊」の「一洗」（山県有朋の発言、高木博志「東京（奠都）と留守
 官」（『日本史研究』第二九六号、一九八七年、参照）、すなわち近世朝廷の解体にあった。したがって近世朝廷における京
 都を中心とする畿内の社会史的意味をもっと評価すべきだと思う。そうした理由から、内侍所への節分の参詣を例
 に、禁裏・天子が「近世中期以後の京の民衆にとって、ある意味で民俗的信仰の対象であった」とする飛鳥井雅道

の最近の指摘〔近代天皇像の展開〕岩波講座「日本通史」第一七巻、一九九四年）、あるいは天明七年（一七八七）に京都市中を中心にして大坂・河内・近江から多い日には七万人もの人々が南門から紫宸殿に拝礼し賽銭を投げ入れたとする、御所千度参りの事実（藤田覚「幕末の天皇」一九九四年、五六―六一頁）は、私の議論を補強するものである。

第二の論点、一八八〇年代の「旧慣」保存、あるいは文化的「伝統」の保存の問題については、国際社会に日本を位置づける上で、二つの文脈から説明した。

ひとつは、国際社会の中でヨーロッパの王室間で通用している儀礼や文化のルールの中に、日本の皇室も入ってゆくという普遍性・互換性の議論である。皇室の年中行事や天皇就任儀礼あるいは博物館といったものが、ヨーロッパの王室におけるあり様を参考にして創られてゆく側面はこれである（本書第三章）。

もうひとつには、日本が欧米から「一等国」として認められるのに、鹿鳴館外交のように単なるヨーロッパの猿まねではだめで、日本独自の文化的「伝統」を創り出すことが日本という国民国家にとって不可欠となる。それは柳原前光が一八八二年にロシアから書き送ったように、ロシアやオーストリアが、ロマノフ家なりあるいはハプスブルグ家なりの独自の文化的「伝統」に基づいて王室儀礼を行なっていたように、日本も独自の文化的「伝統」が必要とされるゆえである（本書第二章）。

第三の論点は、すでに述べた東京「奠都」論と「旧慣」保存論をうけて、ここ数年、私が国民国家をめぐる議論に接する中で考えてきたことである。日本という国民国家の形成と「日本」固有の文化の創造の問題である。山室信一の国民形成にかかわる先駆的指摘、すなわち「政治社会の民族的個性と一体感の自覚、換言すれば民族として同一の歴史なり文化なり言語なりを意識として共有する」問題にかかわる〔近代日本の知と政治——井上毅から大衆演芸まで——〕一九八五年、木鐸社、一四七頁。一八八〇年代に、フェノロサや岡倉天心が日本画を創出し、一八九〇年代

に天心が推古時代・天智時代・天平時代といった時代区分を有し「時代の精神」を問う日本美術史を描くことも、この文脈から考えることができる(本書第十二章)。さらに近世朝廷の四方拝の意味が、学校教育を媒介にして社会に広がって、正月儀礼としての初詣が成立する問題も、国民国家の形成と国民的な神道儀礼の創出の問題としてとらえた(本書第八章)。古社寺保存法による国宝の指定や史蹟・名勝の成立といったことも、国民国家形成と日本文化の問題として位置づくだろう(本書第十章、第十一章)。

以上三つの論点を通じて明らかにした、近代天皇制の文化的要素のイメージは、たとえば講座派を継承する中村政則「序説 近代天皇制国家論」(『大系日本国家史』四、一九七五年、東京大学出版会)や丸山真男学派の石田雄「近代日本政治構造の研究」(一九五六年、未来社)などに現われる、のちにファシズムを生み出すこととなる明治維新以来の「絶対主義」的な国家、「封建的」なものを引きずる天皇制、といった像ではない。

結果的にではあるが、近世天皇の祭祀から近代天皇制への祭祀の変化を実証し、国家と宗教教団の近代的な関係の創出のされ方や、宗教と歴史が分離する近代の「神道」のあり様を提起した羽賀祥二の仕事(『明治神祇官制の成立と国家祭祀の再編』『人文学報』四九・五一、一九八一―二年、および『明治維新と宗教』一九九四年、筑摩書房)、あるいは安丸良夫が国民国家形成の中で、近代天皇制の基本観念(現人神論・文明開化・祭政一致など)が、近世以来の民俗的なものを近代国家へ媒介する中で創りだされたことを解明した『近代天皇像の形成』(一九九二年、岩波書店)といった業績と、私の仕事は重なるところがある。それは明治維新以後、近代天皇制の文化的な諸要素が創りだされたことに力を置くゆえである。そしてビクトリア朝以降の国民国家形成期に創りだされた儀礼・言語・国家・国旗などのナショナルな表象やイギリス王室の文化的要素を明らかにしたE・ホブズボウム、T・レンジャー編『創られた伝統』(一九九二年邦訳、紀伊国屋書店)の諸論稿(とくにデヴィッド・キャナダイン「コンテクスト、パフォーマンス、儀礼の意味」)。

に多くを学んだ。

そして、これも私にとっては結果的にはあるが、西川長夫の比較史の方法論(たとえば「フランス革命と国民統合」『思想』七八九号、一九九〇年)と同じように、私は一九世紀後半の欧州君主制の文化的諸要素と、日本の天皇制のそれとの共通性や互換性に注目している。さらに日本やフランスを例にして、国民国家形成に際して、芸術や文学などが果たす文化統合の役割についての、西川のモデルの提示(『日本型国民国家の形成』西川長夫・松宮秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』一九九五年、新曜社)は大変有効な分析だと考えるし、本書で扱う近代天皇制の文化的な諸要素は、日本型国民国家論の文脈に置いてみると極めてきれいに整理ができると考えている。

*

本書の内容を紹介しておきたい。

第一部「天皇就任儀礼」。

第一章「明治維新と大嘗祭」では、近世後期の「大嘗祭」と明治四年(一八七二)十一月の大嘗祭とを比較することによって、近世の朝廷と近代天皇制とのあり方の違いに迫った。近世の大嘗祭が山城国を中心とする畿内に地域的基盤を有し、神仏習合的な宗教関係のなかで執り行なわれたのに対し、明治四年の大嘗祭は特定の地域とのつながりを断ち切り、「全国一主ノ統御ニ帰」すことを理念に東京で施行された。とくに山城国近辺の村の文書や市町村史のなかに、近世後期の天皇就任儀礼への献納・奉仕のあり方を捜し求めた。

第二章「一八八〇年代の天皇就任儀礼と『旧慣』保存」では、一八八九年の皇室典範第十一条「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」という規定が成立する過程を追った。一八一―一八三年(明治十四―十六)、ロシア公使柳原前光が岩倉具視に宛てた建言では、オーストリアやロシアの王室がそれぞれの「旧慣」文化的「伝統」を尊重す

る儀礼を執り行ない、それによって国民統合や対外的威信を發揮していることを伝える。とくにロシアにおける戴冠式を、〈政治的首都〉ペテルブルグではなく〈聖なる都〉モスクワにおいて文化的「伝統」を全面に押し出して行なう方法は、柳原の重要な論点であった。モスクワが京都に、ペテルブルグが東京に置き換えられる。岩倉具視は、柳原前光が伝える欧州王室のあり様に学び、一八八三年(明治十六)一月に「京都皇宮保存ニ関シ意見書」を著わし、京都御所を整備保存し即位式・大嘗祭を施行する案を核とし、京都を中心とした畿内における、儀礼・年中行事・古社寺・諸伎芸・在地とのつながりの保存といった、総合的な「旧慣」保存策を打ち出す。岩倉の「旧慣」保存は、明治初年の廃仏毀釈とは逆のベクトルであり、近代の皇室と創られた「伝統」の問題を考える上で、起点となるべきことであった。

第三章「国際社会における天皇就任儀礼の互換性と固有性」。一九世紀後半の欧州君主制の国には、冠婚葬祭・外交などにおいて、互いに共有し交通関係にある儀礼のシステムがあった。そして、日本はその儀礼のシステムのなかに参入しようとする。こうして一八八〇年代以降に整えられた日本の皇室儀礼における国際社会との普遍性・互換性が、一九〇九年(明治四十二)の登極令にどう現われるのか。いいかえれば、天皇・皇后がカツプルで即位式に臨むことに象徴されるごとく、大正・昭和の大札が、いかに近代になって国際社会に規定されて創出されたかを論じた。また登極令における大嘗祭解釈が明治期の解釈を引き継いでいること、そして大正大礼(一九一五年)以降、即位式よりも大嘗祭の固有性が社会的に喧伝されることも論じた。

第四章「大嘗祭斎田抜穂の儀の歴史的展開」。本章は、大分県で提訴された、大嘗祭の違憲性を問う裁判への証言として、一九九三年に執筆された。とくに平成の大嘗祭に対する宮内省見解である古代以来の皇室の「伝統」論を批判することに眼目があった。第一章から第三章まで展開してきた、神道国教化政策や東京「奠都」による畿内

における地域的基盤の解体、あるいは国際社会との関係によって、近世後期・明治四年・一九一五年の大嘗祭斎田拔穂の儀が、それぞれの段階でいかに変容したかを跡づけた。特に日露戦後の地方改良運動における名望家育成や官製の青年団・婦人会といった地域秩序に照応し、地域社会を動員する国民統合の一環として、一九一五年の大嘗祭斎田拔穂の儀を位置づけた。一九九〇年秋の斎田拔穂の儀は、一九〇九年に制定された登極令および附式の忠実な再現であった。

第二部「年中行事」。

第五章「維新変革と宮中年中行事の変容」。「臨時行事」としての第一部「天皇就任儀礼」で提起した、明治二年の東京「奠都」による畿内の地域的基盤の解体、および一八八〇年代の国際社会への参入という、二つの視角をもって、本章では「恒例行事」としての宮中年中行事を分析した。いわば、第一部および第二部全体の総論的な論文である。結論として今日の皇室の年中行事のほとんどが明治期に創り出されたことを明らかにした。宮中年中行事の変容を通じて、近世の朝廷と近代天皇制のあり方の違いに迫った。

第六章「天皇をめぐる「賤」「穢」の変容——維新変革における、陰陽師・芸能賤民・夙の諸相——」。この研究は、「凶説・宮中行事」(嗣永芳照編、一九八〇年、同盟通信社、宮内庁書陵部所蔵の「公事録」附図を刊行したもの)をみながら、正月行事における猿回しや左義長といった芸能賤民を描いた絵画の公表は、かつてはタブーであったとの、岡田精司氏の教示が発想の起点である。近世後期の宮中年中行事においては、正月儀礼に象徴的なように、特定の猿回しの家や畿内の万歳村や陰陽師村などから芸能賤民(雑種賤民)が、京都御所における天皇を寿ぐ儀式の核に出てきた。こうした芸能賤民は、東京「奠都」を契機とする維新変革を通じて、宮中から排除され、東京の皇居に新たな「聖」なる空間が創り出される。また維新変革を通じて、山陵は仏教的穢れの場から、皇霊の宿る「聖」なる場へ

と、意味づけを百八十度転換する。この山陵の穢観とかかわって、大和国葛下郡丁村の(雑種賤民としていわれなき差別を受ける)夙の人々を動員し、土師部の末裔との種姓論に基づき武烈陵の修補を行なう、中瑞雲齋の活動も追った。維新変革における天皇をめぐる「賤」「穢」の変化の諸相を考察した。

第七章「維新変革と賀茂祭・石清水放生会」。近世に復興されて以降の賀茂祭・石清水放生会は、勅使が発遣され、宮中行事に組み込まれていたという点において、「朝廷の祭」であった。しかし維新変革を通じて、朝廷の畿内神社秩序が解体され、東京「奠都」後に、いったん両祭の「旧儀」は中絶する。一八八三年一月の岩倉具視の建議を受けて両祭は復興するが、再興されたものは東京の皇居の年中行事とは断絶した。「神社の祭」へとその性格を変え、今日に至っている。

第八章「初詣の成立——国民国家形成と神道儀礼の創出——」。従来、民俗学の研究対象であった正月儀礼としての初詣は、近代になって国民国家に照応した神道儀礼として成立することを、歴史学から論じた。ここでは、国民国家とともに創出され、あるいは一般化する神道儀礼として、ほかに神前結婚式や七五三参りなどを考えている。近世朝廷の四方拝に淵源する初詣は、都市で明治二、三十年代に成立し、学校教育を媒介として社会全般へと広がり、日露戦後の大正期に定着することとなる。このことにより正月の元旦は、毎年変わる患方からやってくる歳徳神を家内で静かに迎える近世のあり様から、官幣大社を中心とする社寺へと出向いて現世利益を祈る近代のあり様へと変化する。方法的には、日記や民俗誌などを使って、近世の正月を復元するとともに、新聞史料の分析を通じて、明治・大正期の変容を跡づけた。近世の(和人の)民俗の基層がなく国家神道がビュアな形で展開する札幌と、近世の社寺参詣体系との葛藤のなかに神道儀礼が成立する京都、との二つの事例を検証したものである。

第三部「文化財」では、奈良(大和)をフィールドとして、山陵・古社寺・史蹟・名勝、古代美術史の叙述などを

題材として、天皇制の文化的統合について考えた。

第九章「一八八〇年代、大和における文化財保護」。一八七七年、神武天皇陵における紀元節の親祭を目的とする大和行幸を政治的契機にして、大和における「旧慣」保存が始まる。神武天皇陵を頂点とする陵墓群の整備、橿原神宮の創建、大和三山・奈良公園・吉野山など名勝地の保護、興福寺に代表される奈良仏教の再興、のちの南北朝正閏論争につながる吉野神宮などの南朝史蹟の形成、といったものが「旧慣」保存の内容である。廃仏毀釈への反省と、立憲制形成に向けての皇室の権威伸長の課題をあわせもった、一八八〇年代の端的な文化財保護の、地域における実態を解明した。第十・十一章とともに、奈良県立奈良図書館所蔵の史料群の分析を中心に、一九九〇年度、私の奈良在任時代に集中的に取り組んだ仕事である。

第十章「立憲制成立期の文化財保護」。立憲制成立期の文化財保護行政を、皇室が「榮譽の源泉」として伎芸や神社仏閣の保存にあたる(福沢諭吉のいう)天皇制の文化的統合機能から明らかにした。明治二十年代の文化財保護行政のトップにいた九鬼隆一(の)天皇制の文化的統合論を明らかにするとともに、彼を中心になされた臨時全国宝物取調局の活動、古社寺保存法や帝室博物館の成立を、皇室とのかかわりにおいて考察した。またこの時期の大和における文化財保護行政の展開も跡づけた。

第十一章「史蹟・名勝の成立」。吉野山の、中世以来連続するかのとき上千本・中千本・下千本といった桜の日本の景観は、二〇世紀になってみごとに現出したものである。この章では第一に、はじめて史蹟・名勝が保護されることとなる、一九一九年(大正八)史蹟名勝天然紀念物保存法の制定過程を明らかにした。第二は明治中期から大正期に至る、奈良県における史蹟・名勝の保存活動を、県の施策と、在地の自主的な運動との両者から解明した。奈良県の場合、吉野山や奈良公園といった皇室と関係の深い名勝以外は、明治中後期において行政から財政援

助を受けなかったのが、大正期になって、多くの史蹟・名勝が奈良県に掌握され財政的援助が組織的に行なわれ整備されてゆくこととなる。『奈良県庁文書』を通して、できるかぎり保勝会の活動をリアルに描いた。

第十二章「日本美術史の成立・試論——古代美術史の時代区分の成立——」。今日の高等学校の教科書にある、飛鳥・白鳳・天平文化といった時代区分がいつ成立し、法隆寺金堂の釈迦三尊像を時代の標準作とする発想はいつ生まれるのか、を問題意識として日本美術史の成立を考えた。江戸時代以来の画史画人伝から、フェノロサの近代美術理論を媒介として、岡倉天心による「時代の精神」を問う日本美術史が成立する。この日本美術史が描かれるための基礎作業として、宝物調査による全国的かつ組織的な美術品の年代・作者・等級などの画定作業があった。そして天心の時代区分論や美術史の方法論を受け継ぐ形で、日本ではじめて活字となる『稿本日本帝国美術略史』（二九〇一年）が、パリ万国博覧会にむけて編まれることとなる。

*

本書は一九八七年から一九九五年までの九年間に、私が発表してきたものを集めた論文集である。表現を適切にしたり、論証を深めたり、誤りを訂正したりした以外は、基本的には論文の原形を尊重した。ここに本論文集の初出の原題と掲載誌を記す。

第一章 明治維新と大嘗祭（日本史研究）三〇〇号、一九八七年八月。

第二章 日本の近代化と皇室儀礼——一八八〇年代の〈旧慣〉保存——（一九八八年度日本史研究会大会報告、『日本史研究』三三〇号、一九八九年四月）。

第三章 立憲国家形成と天皇の代替わり儀式——国際社会における登極令の互換性と固有性——（大阪歴史科学協

議會「歴史科学」一二二号、一九九〇年七月。

第四章 大嘗祭齋田拔穂の儀の歴史の変遷——近代天皇制と地域——（『日本史研究』三七二号、一九九三年八月）。

第五章 維新変革と宮中儀礼（田中彰編『近代日本の軌跡、明治維新』一九九四年四月、吉川弘文館）。

第六章 天皇をめぐる「賤」「穢」の変容——維新変革における陰陽師・芸能賤民・夙の諸相——（『歴史評論』四八六号、一九九〇年九月）。

第七章 明治維新と賀茂祭・石清水放生会——「朝廷の祭」から「神社の祭」へ——（岩井忠熊編『近代日本社会と天皇制』所収、一九八八年五月、柏書房）。

第八章 初詣の成立——国民国家形成と神道儀礼の創出——（西川長夫・松宮秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』一九九五年三月、新曜社）。

第九章 一八八〇年代、大和における文化財保護（歴史学研究）六二九号、一九九二年二月）。

第十章 近代天皇制の文化的統合——立意国家形成期の文化財保護行政——（馬原鉄男・掛谷宰平編『近代天皇制国家の社会統合』一九九一年五月、文理閣）。

第十一章 史蹟・名勝の成立（『日本史研究』三五一号、一九九一年十一月）。

第十二章 日本美術史の成立・試論——古代美術史の時代区分——（『日本史研究』四〇〇号、一九九五年十二月）。

なお本書における年号の表記は、明治五年十二月三日を一八七三年（明治六）正月元日とした太陽暦の採用をもって画期とする。それ以前は歴史的表記としての元号を、それ以後は国際的視野から西暦を主体として用いることとした。また漢字は原則として常用漢字に、合字は通行の表記に、句読点は適宜おぎなつた。